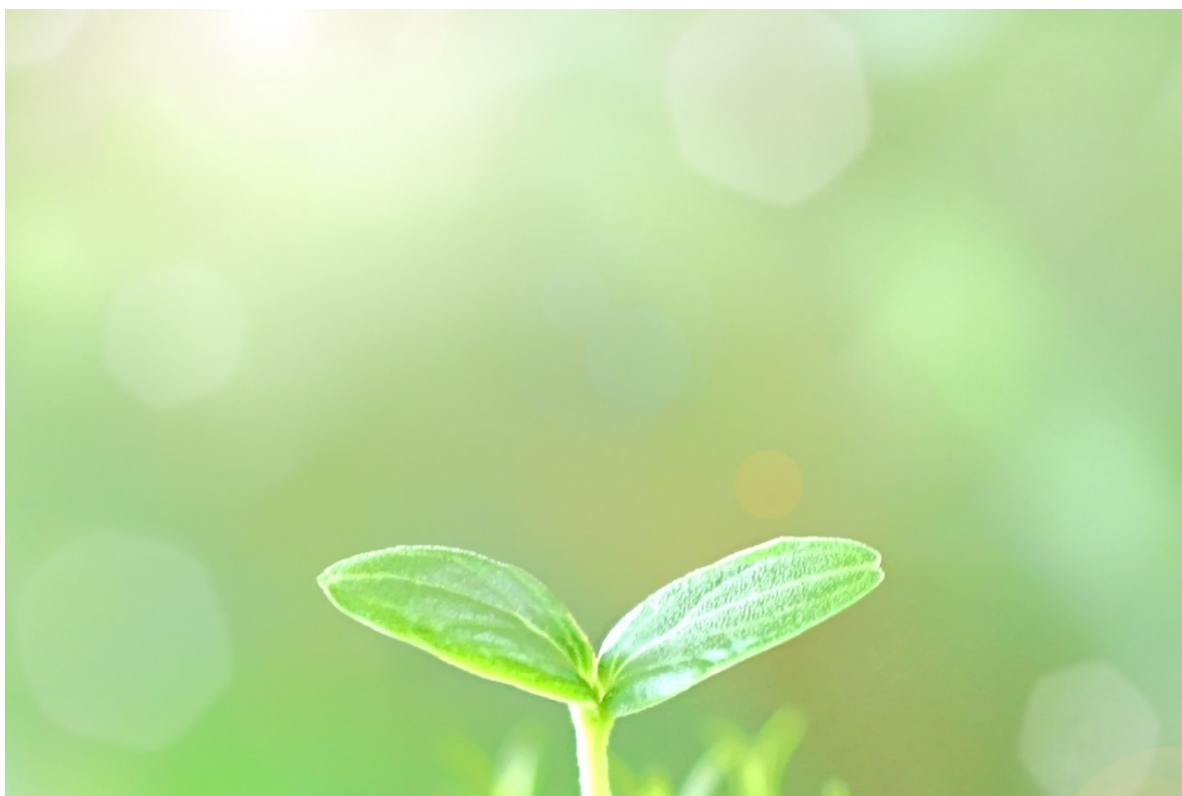


グリーン調達ガイドライン



第 3 版

東海光学株式会社

光機能事業部

目次

《Ⅰ.》東海光学の環境保全に対する考え方

《Ⅱ.》具体的な取組み内容

1. 目的	…… 2
2. 適用範囲	…… 2
3. 用語の定義	…… 2
4. 含有管理化学物質の定義	…… 3
5. 調達方針	…… 3
6. 調達部材調査及び提出資料	…… 3
7. 問い合わせ先	…… 4
8. その他	…… 4

《 I 》東海光学の環境保全に対する考え方

環境方針

私たちは、地域社会、自然環境との共生・調和を実現する。

環境方針展開

ISO14001 に基づいて構築した環境マネジメントシステムにより環境管理を推進する。

- ① 快適で文化的な生活を提案する事業活動を通じ、省資源・廃棄物の削減を行い、健全な環境の維持・向上に努める。
- ② 当社の業務及び事故等の緊急時においても、地域社会に迷惑をかけない汚染の予防を行うことを含め、環境マネジメントシステムの継続的改善を推進する。
- ③ 環境関連の法律、規制、協定等を遵守し、必要に応じて自主基準を設定し環境保全に取り組む。
- ④ 環境目的・目標を定め、その実現を図り、年一度見直しをする。
- ⑤ 環境方針を文書化し、環境マネジメントシステムを構築・実施し維持すると共に全社員に周知徹底する。
- ⑥ 環境方針は、社外からの要求、その他必要に応じ公表する。

《 II 》具体的な取組み内容

1. 目的

このガイドラインは、東海光学株式会社が『地域社会、自然環境との共生・調和を実現する』という方針に基づいて環境保全を推進するため、光機能事業部が定める基準書の指針を示すものです。環境に配慮した商品づくりの推進を図るため、地球環境への負荷が少ない資材の調達、すなわち『グリーン調達』を推進し、環境保全活動に積極的な購入先と共に、持続可能な社会の発展に努めます。

2. 適用範囲

対象とする部材(対象物)は下記の通りです。

- ①材料 ②部品 ③製品

3. 用語の定義

1) グリーン調達

環境保全に配慮した物品をサプライヤーから優先的に調達する事。

2) 部材

弊社製品を構成する材料や部品、並びに副資材(包装材・梱包材等)又は製品の事。材料、部品、副資材、製品の代表的なものを下記に示します。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 材料(主材料) | ・・・ 加工の対象となるガラス基板、プラスチック基板等 |
| 材料(補助材料) | ・・・ 蒸着材料、洗浄液、はんだ等 |

材料(副資材)	… インク、トナー等
材料(包装材)	… 製品包装袋、ダンボール、緩衝材等
部品	… リード線、コネクタ等
製品	… お客様にお渡しする加工品

3) 均質材料

異なる材料に機械的に解体できない材料を意味します。

均質とは全体的に構成物が一様であることを意味します。

参考例: プラスチック、セラミックス、ガラス、金属、樹脂、コーティング、合金、メッキ等
機械的分解とは機械的に分解できることを意味します。

参考例: ねじの取り外し、切断、粉碎、破壊、研磨等

4) 意図的添加

特定の性能の維持、又は継続的な含有が望ましい場合等、製品の成形時に故意に使用する事を指します。

5) 不純物

不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じ技術的に除去できない物質を指します。

6) chemSHERPA

Chemical information SHaring and Exchange under Reporting Partnership in supply chain

(製品に含有される化学物質情報を川上企業から川下企業までサプライチェーン全体で適正に運用するため、経済産業省主導で2015年10月にリリースされたデータ作成支援ツールの名称)

4. 含有管理化学物質の定義

本ガイドラインにて規定する含有管理化学物質は欧州 REACH 規則及びRoHS指令の最新版に準じます。

5. 調達方針

- ・サプライヤー様は物品の納入に先立ち本ガイドラインに従い、グリーン調達調査を行い、「6. 調達部材調査及び提出資料」に記載の資料の提出をお願いします。
- ・含有管理化学物質の管理に対する実施項目を明確にするとともに閾値が設定されている物質については対象物への閾値以下の含有管理をお願いします。なお、弊社顧客にて材料の指定や管理要求等がある場合はそちらを優先とし、別途調査や管理をお願いします。
- ・工程検査については社内及び製造委託先の受け入れ、工程内、出荷検査において当ガイドラインもしくは、別途お願いをさせて頂いた場合は、それらに対する管理要求への適合性を検証ください。

6. 調達部材調査及び提出資料

- ・部材や均質材料中に定義した物質が許容濃度以上に含有していないことを証明いただく為、以下の書類に対する調査及び提出をお願いします。

i) 最新版の chemSHERPA CI/ AI データ

ii) 最新版の製品安全データシート(SDS)

iii) ICP データ

- ※1. chemSHERPA のHPよりデータ作成支援ツールをダウンロードの上、使用頂くか、弊社窓口担当者まで配布が必要な旨をご連絡ください。
- ※2. 上記 i)、iii)についてご提出が難しい場合は別途、不使用保証書のご提出をお願いする場合があります。その場合は弊社窓口までお問合せください。
- ※3. 上記 i)及び弊社からご提出のお願いをする不使用保証書については会社として内容に責任を持てる方が作成又は記入、確認下さい。

【書類作成時の注意事項】

- ・SDSは労働安全やPRTR法で見られるように環境保全を目的にしたものであり、グリーン調達調査に必要な微量の化学物質情報が必ずしも全て含まれているわけではありません。従ってSDSを参照して記入される場合は、調査対象物質情報が欠落する恐れがありますので、十分にご注意下さい。

7. 問い合わせ先

東海光学株式会社 光機能事業部 TEL 0564-45-8000 FAX 0564-45-8001

8. その他

- ・東海光学ホームページ
<http://www.tokaioptical.com/>
- ・chemSHERPA ホームページ
<https://chemsherpa.net/>